

第1回 沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場

日時：平成22年12月20日 15:00～16:00

場所：平取町中央公民館 1F 大会議室

1. 開 会

【事務局（河川調整推進官）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第1回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場を開催させていただきたいと思っております。私は、北海道開発局建設部河川計画課河川調整推進官の石川でございます。本日の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以降、座って進めさせていただきたいと思っております。

議事に入ります前に、会場の皆様をお願い申し上げます。会場の皆様には、入り口のところで検討の場の公開についてというペーパーを配布させていただいておりますが、傍聴及び取材につきましては、議事進行の妨げにならないよう静粛にさせていただきますとともに、携帯電話につきましては、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。また、円滑な運営のため、フラッシュ、照明等を用いた撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。傍聴席前方や、撮影場所を指定させていただいております。それより前での撮影はお控えいただくようお願い申し上げます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、事務局では本検討の場の記録のため、録音及び撮影を行いますことをご了承願います。

次に、会議資料の確認をさせていただきます。まず、皆様お手元に議事次第と出席者名簿があると思っております。それから、本日の資料ですけれども、資料1として規約（案）、資料2といたしまして今後の検討の進め方について、資料3といたしまして沙流川流域の概要。資料は資料3まででございますが、そのほか参考資料といたしまして、参考資料1から4まで用意させていただきました。もし不足があるようでしたら、事務局までお申し出ください。

それでは、本日お集まりいただきました出席者の皆様をご紹介させていただきます。本日は、北海道知事が所用のため、代理であります北海道士木局長の田中様でございます。日高町長の三輪町長でございます。平取町長の川上町長でございます。検討主体の北海道開発局からは、北海道開発局長の高松でございます。同じく建設部長の佐藤でございます。同じく建設部河川計画課長の鎌田でございます。北海道開発局室蘭開発建設部部長の上西でございます。

それでは、議事に先立ちまして、北海道開発局長の高松よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

【北海道開発局長（高松 泰）】 本日は年末のお忙しい中、本検討の場にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

国土交通省では、できるだけダムに頼らない治水への政策転換を進めるという考えに基づきまして、平成21年12月に今後の治水対策のあり方に関する有識者会議というのを設置いたしまして、治水対策のあり方について検討を進めておるところでございます。

本年9月に有識者会議によりまして、今後の治水対策のあり方について中間とりまとめというのがまとめられました。このことを受けまして平取ダムにつきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があったところでございます。

検証に係る検討に当たりましては、科学的な合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図りながら、なおかつ地域の意見を十分に反映する措置をとりつつ進めるということになっておりまして、予断なく検証を行うこととされております。

この大臣指示を受けまして皆様方と調整させていただいておりましたが、このたび具体的な検討を進めるための本検討の場につきまして、皆様方のご協力をいただき設置させていただくこととなりました。

今後、この場を通じまして、平取ダムの検証に係る検討について皆様からご意見をいただきながら、相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討を進めていきたいと思っております。ご協力方よろしくお願いいたしたいと存じます。

本日は第1回目でございます。今後の検討の進め方などについて説明させていただき、皆様からご意見などを頂戴したいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

3. 議事

【事務局（河川調整推進官）】 それでは、これより議事に入りたいと思います。これより先のフラッシュ、照明等を用いた撮影はご遠慮くださるようよろしくお願いいたします。ご協力をお願いいたします。

本日の議事ですが、まず規約について、今後の検討の場の進め方について、沙流川流域の概要についてという三つの議事を予定しております。終了時間は16時ごろを予定しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたいと思います。

それではまず、一つ目の議題であります規約について事務局、私のほうから説明させていただきたいと思います。資料は、資料1でございます。規約（案）につきましては、事前に皆様方にお示しさせていただいております。ここで改めて規約（案）につきまして読み上げたいと思っております。

沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場規約（案）でございます。

名称、第1条「本会は、『沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場』（以下「検討の場」という。）と称する」。

目的、第2条「検討の場は、検討主体による沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討を進めるに当たり、『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』（以下「再評価実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする」。

検討主体、第3条「検討主体とは、国土交通省北海道開発局をいう。検討主体は、再評価実施要領細目に基づき、沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する」。検討の場、第4条「検討の場は、別紙で構成される」。別紙は、裏になります。構成員といたしましては、北海道知事、日高町長、平取町長、検討主体として、北海道開発局長ということでございます。戻りまして、第4条の2でございます。「検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う」。3「検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる」。4「構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる」。

情報公開、第5条「検討の場は、原則として公開する」。2「検討の場は傍聴することができる。なお、傍聴者は意見を述べることはできない」。3「検討の場に提出した資料は、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料は、検討の場の構成員の過半数の了解を得て非公開とすることができる」。

事務局、第6条「検討の場の事務局は、国土交通省北海道開発局建設部及び室蘭開発建設部に置く」。2「事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する」。

規約の改正、第7条「この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する」。

その他、第8条「この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する」。

附則といたしまして、本日この場で承認がいただけるということでありますならば、この規約は、平成22年12月20日、本日から施行するというふうにさせていただきたいと思っております。

ただいまの規約（案）について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、異議等ないようですので、本日付で案を取りまして、この規約に基づき本検討の場を運営していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、検討の進め方についてご説明いたしたいと思っております。資料2によりまして説明いたします。

資料2、1ページ、個別ダムの検証の進め方等ということでフローを示させていただきます

ております。これまでの流れと今後の大まかな流れをまず説明させていただきます。

有識者会議の中間とりまとめ、平成22年9月に中間とりまとめが公表されております。その後、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定が国土交通本省でされております。次に、国土交通大臣が個別ダムの検証に係る検討を指示又は要請ということで、平取ダムは直轄ダムですので、北海道開発局長に指示ということを9月28日にいただいております。ここまでの資料を、参考資料の1から3までそれぞれ示しておりますので、そちらのほうもご参照ください。

ここまですがこれまでの経緯でございまして、今後検討を進めるわけでございますけれども、赤枠で示したところ、これが検討主体、すなわち北海道開発局が検討を行う中身でございます。検討主体による個別ダムの検証に係る検討を行いまして、その結果を国土交通本省へ報告いたします。その報告につきまして有識者会議の意見を聞いて、本省による対応方針等の決定という大まかな流れでございます。

フローを少し戻りまして、検討主体が行う検討の中身につきまして、もう少し詳しく説明させていただきたいと思っております。まず、検討に先立ちまして、検討対象ダム事業等の点検を行うということでございます。これにつきましては、総事業費・堆砂計画・工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行うということでございます。

これを踏まえまして、目的別の検討ということですが、この目的とはどういうことかといえますと、平取ダムにつきましては、治水目的と利水目的などがございます。そういった治水、利水それぞれの目的別に検討を行っていくということでございます。以降、洪水調節の例、治水対策の例でお話をさせていただきたいと思っております。

その下、まず複数の治水対策案を立案ということでございます。治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案いたします。複数の治水対策案を立案するというところでございます。各治水対策案は、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く検討することが重要であり、別紙1で示させていただいております様々な方策を組み合わせることで立案するというところでございます。

これら治水対策案につきまして、概略評価により治水対策案を2から5案程度に抽出いたします。その後、治水対策案を評価軸ごとに評価ということで、治水対策案につきまして、環境への影響などの様々な評価軸、これは別紙2でご説明いたしますが、様々な評価軸で評価をしていく。評価に当たっては、現状における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行うということでございます。

こういった評価軸ごとの評価を行いまして、目的別、ここでは洪水調節、治水対策につきましての総合評価というものを行うということでございます。このような検討を、新規利水の観点からの検討、流水の正常な機能の維持の観点からの検討、その他、そのほかに目的があればその他の目的に応じた検討、ここでは治水と利水と流水の正常な機能の維持

の観点、この三つの目的ごとの検討ということになります。

それぞれの目的ごとに総合評価を行い、検討対象ダムの総合的な評価を行います。それで対応方針（案）の決定というふうに進んでいくわけですが、ではこの検討の進め方をどのようにしていこうかというものが、欄外に書いているところがございます。検討の進め方ですが、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で、河川法第16条の2等に準じて③を行う進め方で検討を行うとしております。

①としましては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めるということをごさいます。検討の場、まさしく本検討の場を設置して、検討を進めていくということをごさいます。

②、検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行うということをごさいます。

③といたしましては、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴くということで、こういったパブリックコメントや様々な方の意見を聞きながら進めていくということをごさいます。

その後、検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するというので、このような進め方で検討を進めていきたいと考えております。

次は2ページ目と3ページ目ですが、治水対策の方策ということで、有識者会議で示されている26の方策がそこに書かれています。河川を中心とした対策が2ページ目でございます。加えまして、流域を中心とした対策というのが3ページ目でございます。これらの対策を、複数の対策案を立案して比較検討していくということをごさいます。治水対策案は、これらの方策を参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせることで検討していくということで、そのような検討を今後していきたいと考えております。

次に、4ページでございます。複数の治水対策案を評価する際の評価軸と評価の考え方をここに示しております。評価軸といたしましては、安全度はもちろんのこと、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響、こういった評価軸で評価をしていくということをごさいます。

次に、今のは治水対策でございますけれども、8ページ目に飛びまして、個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討ということをごさいます。新規利水の観点からの検討におきましては、利水の参画者に対しまして、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何トンが必要か確認をさせていただきたいと思っております。あわせて、代替案が考えられないか検討するようお願いしたいと思っております。

その利水参画者からの回答を踏まえまして、検討主体として、利水参画者の代替案の妥当性を、可能な範囲で確認していくということをごさいます。さらに、検討主体は、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討し、

治水と同じように概略検討により、利水対策案を抽出いたしまして、利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取、こういったことを行います。利水対策案につきましても評価軸ごとに検討を行いまして、利水対策案についての総合的な検討を行う。こういう流れで、新規利水につきましても検討を進めていきたいと考えております。

平取ダムの上水道の利水参画者であります日高町と平取町に対しましても、平取ダムの検証に係る検討を進めるに当たり、必要となる資料等の提出について文書により別途お願いしたいと考えておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

流水の正常な機能の維持の観点の検討につきましても、このフローを参考に検討を進めてまいりたいと思います。その資料ですけれども、9ページ、10ページについて説明します。9ページは、利水代替案について、こういう代替案が考えられるというリストでございます。13の様々な方策がここに示されております。こういったものを組み合わせながら検討をしていくということでございます。

10ページ目は、その利水代替案に対しまして、評価軸と評価の考え方でございます。評価軸としましては、目標のほか、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響、こういったところが評価軸ということで、今後この評価軸に沿って評価をしていくということでございます。

以上で資料2を用いまして今後の検討の進め方につきまして説明させていただきました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。平取町さん、お願いします。

【平取町長（川上 満）】 平取町長の川上でございます。私のほうから町民を代表して、地域の思いと若干の質問をさせていただきたいというふうに考えてございます。

最初の規約と今後の検討の進め方にもかわりますけれども、個別ダムの検証の進め方において、まとめの期間が定められていませんけれども、いつごろを目途に対応方針を決定しようとしているのかお伺いしたいというふうに考えてございます。

私どもは、突然にやってくる洪水のように、生命、財産にかかわる問題がこのように頻繁に発生している中で、待ったなしの対応が今求められてございます。沙流川は、資料にもありますように、日高山脈の2,000メートル級からの急峻で流れる暴れ川でございます。最近では洪水の頻度も増加しておりまして、特に平成15年台風10号につきましては、平取町におきまして災害救助法が適用されて、大変大きな災害が発生してございます。私も身をもって体験した、あの濁流に流れた家屋、農地、さらには精魂込めて育てた牛などの家畜が鳴きながら濁流にのみ込まれていったあの悲しみと恐怖を忘れることはできないのであります。

さらに、その3年後の平成18年8月にも集中豪雨が発生いたしまして、合わせて約100億を超える被害が発生してございます。また、今年も8月には貫気別地区で避難勧告をしてございまして、何としてもこの洪水の脅威から住民を解放してやらなければならない

いと常々思っているところでございます。有識者会議がまとめた、今ご説明あった治水対策の方策については、これまでも河川整備計画策定時に関連機関で組織されました流域の委員会で十分検討されたものが多く、今後の検証におきまして同様のことが繰り返されることは、さらに膨大な時間を要するのではないかというふうに懸念をしておりますので、重複するところについては、それらの蓄積した資料をもとに進めることができないのかということでございます。

平取町の面積は、兵庫県の淡路島より大きな面積を有しておりまして、そのうちの約8%の農地で平取トマトを生産しておりまして、今年で5年連続して1万トン、生産額も30億円を突破しまして、全国ブランドを確立しながら、食料の供給基地ということで大きな役割を担ってございまして、下流の日高町とも連携しながらトマトづくりをしております。このような小さな町でございますけれども、夢と希望を持って頑張っている地域でございます。このような夢と希望を持っている地域を切り捨てることなく、一日も早く安全で安心できる地域づくりをしていただきたい、そのように思っているところでございます。

そのためにも、沙流川総合開発事業の主目的であります洪水調節機能は2ダム1事業で発揮されるものでありますので、平取ダムの早期完成を強く町民が望んでおりますことをつけ加えまして、質問とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

【事務局（河川計画課長）】 私のほうから述べさせていただきますけれども、今ほど川上町長のほうから地元の水害の状況、それから直接それに携わられた立場としてご意見をいただきました。

意見としましては、目途といたしますか、いつごろこの検証を終えるのかということかと思っておりますけれども、この検証作業につきましては、先ほど石川推進官が説明しました資料にありますとおり、今日1回目ですが、例えばこれまでの事業の点検を行うとか、あるいは洪水調節を例にご説明しましたけれども、今あるダムの対策の他に25、合計で26の治水対策、他にもあるかもしれませんけれども、そういったものを一つ一つ細かく点検していこうというふうに考えております。

その他に利水のこともありますし、流水の正常な機能の維持、そういった観点もございまして、個別ダムの検証を進めるための検討作業というのはかなり膨大なものになるというふうに考えておりまして、それをさらにきちんと検討をしていきたいというふうに思っております。

川上町長おっしゃられるように、水害は待たないということもございまして、私どもも作業のほうはできるだけ速やかにやっていきたいというふうに考えておりますが、今ほど説明しましたように、ダム検証に伴う検討ボリュームというのはかなりあるということもご理解をいただければと思っております。現時点でいつごろこの検討を終えるというのは、今日まさに始まったところでございまして、できるだけ速やかに進めていき

いということでご理解をいただければと思います。

【日高町長（三輪 茂）】 私も実は同じようなことを聞きたかったのですけれども、話が重複するかもしれませんが、思いを聞いていただきたいなというふうに思います。

検討の進め方につきましては、今ご説明ありましたように、そういう格好で進めていくということにつきましては、異議はございません。そんな方向でというふうに思っておりますけれども、15年の大きな災害というものを振り返った中で、下流に市街地を有している我が町として、一刻も早く2ダム1事業として効果を発揮する平取ダムの完成を早期にお願いしたいというのが私の考えでございます。沙流川の状況につきましては、今、平取町長さんからお話ありましたとおりでございますけれども、特に頻発しているゲリラ豪雨に対しまして、住民が安心して生活できる、一刻も早いダムによる洪水調節が必要だというふうに私は思っております。

今日の検討の場につきましては、ダムに頼るだけではなくて、様々な方法でコストも考慮しながら再検討してみようということだと理解しておりますけれども、新規にダム建設を考えるのであればいざ知らずでございますけれども、過去数十年も前から十分検討されてきた方法として現在に至ってきたというふうに理解をしているところでございます。これから再検討をして実行となれば、時間の問題が一番心配でございまして、一番懸念をしているところでございます。一刻も早い沙流川の洪水に対する住民の安心感というものが重要だというふうに思っております。

ダムに頼らない方法といたしまして、調整池だとか遊水地、あるいは堤防のかさ上げ、引堤だとか河道の掘削などいろいろな方法が考えられますけれども、用地の確保だとか橋梁だとか鉄橋の整備だとか、あるいはまた市街地での堤防用地の確保のために民家が移設しなければならないということだとか、あるいは新規の用地の確保等々、新たな内水の関係の見直し等々も含めまして、膨大な時間がかかるというふうに思っております。しかも、施設整備に関しましては、これまた膨大な額が必要だというふうに思っております。時間の関係を含めまして、コストの面からも、平取ダムの早期完成を目指すことが一番ベターだというふうに考えているところでございます。

以上、私の思いを、結論から先に申し上げてしまいましたけれども、そんなようなことで、今の検討の部分につきましては、そういう方向で進んでいくということについては、異議はないところでございます。

以上です。

【事務局（河川計画課長）】 コメントとしましては先ほどと同じようなこととなりますけれども、作業としましては、今三輪町長おっしゃったように、これまでやったものもありますけれども、流域対策を含めて全部で26項目ありますので、そういったものを一つ一つしっかり検討しながら、そうはいつでも時間ということもありますので、私どもが行

います作業につきましては、できるだけ速やかに進められるように努めていきたいと思
いますので、ご理解のほどお願いをいたします。

【事務局（河川調整推進官）】 そのほかないでしょうか。それでは、次の議題に移らせ
ていただきます。

沙流川流域の概要につきまして説明させていただきますが、説明の後また質問、意見等
を伺う機会を設けたいと思います。進め方も含めて全体についてもう一度お伺いしたいと
思いますので、よろしく申し上げます。それでは、担当のほうからご説明させていただき
たいと思います。

【事務局】 それでは、説明させていただきたいと思います。資料3と、スクリーンのほ
うを映しますので、そちらをご参照いただければと思います。

まず、流域と河川の概要ということでご説明させていただきます。沙流川は、その源を
日高山脈に発しまして、日高町日高地区、平取町を流下しまして、日高町富川で太平洋に
注いでいるという状況でございます。その流域は平取町と日高町から成っており、流域面
積で約1,350平方キロ、幹川流路延長で104キロという河川になっているところで
ございます。

特徴的なところといたしましては、沙流川の勾配が約50分の1から700分の1とい
うことで、左下の図を見ていただきたいと思いますけれども、全国的にも有数の急流河川
であるというふうに言えるかと思われま。また、下流部には、北海道の太平洋岸にのみ
生息している貴重なシシャモの自然産卵が見受けられるというような状況になっておりま
す。

続きまして、流域の土地利用の状況でございます。流域の土地利用は、森林が約9割を
占めております。残された限られた平野の中で、田んぼや畑のほか牧場に利用されている
ほか、市街地にも利用されているという状況になってございます。

平野の土地利用の状況を大正時代から見たものが、この図になってございますけれども、
変遷を見てもみますと、大正時代から比較していきまして、治水事業や農地開発の進捗に伴
って宅地や優良農地といったものが広がっていくといったことが伺えると思います。その
ようになった結果、現在ではJR日高本線、国道235号、237号の基幹交通網が設け
られているほか、現在では高規格幹線道路日高自動車道が現在整備中となっているところ
でございます。

流域の水利用の状況でございます。沙流川水系では、岩知志発電所などの発電用水を初
め農業用水に利用されている他、日高町、平取町の水道用水に水が利用されているところ
でございます。近年の渇水被害の状況ということで右下に例を示させていただいてござい
ますけれども、日高町の水道では近年5カ年において約100日間の取水調整を行って
おります。さらに、平成19年には、給水車で給水を行ったり、温泉施設の営業時間を短縮

するなどの対応を図ったという事例も見受けられたところでございます。

次、流域の特徴についてご説明させていただきます。特に日高町の門別地区、平取町の市街地付近では、広場・公園・緑地等が整備されておりまして、河川空間を利用したイベント等も多数行われているところでございます。特に水面を利用した地域文化とのかかわりも大変多い地域になっているところでございます。また、チサソケ、カムイノミなどが今日まで受け継がれておりまして、アイヌ文化期などの埋蔵文化財がこれまでも随所で発掘されているところでございます。そういったことも踏まえまして平取町では、アイヌ文化の伝承活動の場を創出する「イオル再生事業」というものが推進されているところでございます。

次にまいりまして、沙流川流域の主要な産業について3点ほどご紹介させていただきたいと思っております。まず、平取町のトマト栽培ということでご紹介させていただきます。平取町のトマト栽培は、先ほどご発言ありましたとおり、近年では30億円を突破しておりまして、平取町の農業の取扱高の約80%を占めているところでございます。その結果、ここにも示されておりますけれども、全国第7位の有数のトマトの産地というふうになっているところでございます。しかしながら、左下ご覧になっていただければと思っておりますけれども、近年、洪水時には大きな被害を受けているという状況が一方見受けられているところでございます。

主要な産業の②です。日高地方の軽種馬ということでご紹介させていただきます。国内の軽種馬生産頭数、繁殖牝馬頭数について、日高地方の全国シェアは約8割を占めているところでございますが、そのうち今回流域の日高町、平取町のシェアが全国のシェアで約2割ということで、大変大きなシェアを占めているという状況になっているところでございます。

3点目ご紹介させていただきます。シシヤモについてですけれども、シシヤモは、北海道の太平洋岸にのみ分布する貴重な種になっているところでございます。日高以西においては、特に貴重な種というふうに扱われているところでございます。日高地域の中では特に日高町の漁獲高というのが大きいのところでございまして、まさしく地域の経済に貢献しているというふうには考えられているところでございます。また、右下のところになりますけれども、秋に開催されております門別ししゃも祭りには人口と同規模の観光客の方が訪れており、地域を代表するような大きな催しとなっているという状況になっているところでございます。

続きまして、沙流川の既往洪水の概要ということで、一覧表に取りまとめさせていただきました。特に見ていただきたいのは近年の災害のところでございますけれども、先ほどもお話ありましたとおり、平成15年には戦後第1位の大きな洪水が発生したところでございます。平取町で実際に観測された流量で約5,240 m³/sということで、既往最大の洪水が観測されて、大きな被害があったところでございます。また、その3年後、平成18年にも約3,000 m³/sクラスの洪水がございまして、大きな被害があったところでござ

ざいます。

そのような状況を模式的に表させていただきましたのが次のページでございます。まず、上段の真ん中あたりになりますけれども、昭和37年8月、昭和36年7月洪水というふうに、昭和30年代にも大きな洪水がございました。特に昭和36年洪水では、写真にありますとおり、振内橋が流出するなどの大きな被害があったところでございます。

引き続きまして、左のほうにまいります。昭和50年8月、また平成4年8月にも大きな水害がございまして、この写真のように水害が生じているところでございます。

引き続きまして、右側になりますけれども、平成15年8月には先ほど申しました戦後最大の洪水があったところでございます。その際には二風谷ダムが完成しておりまして、約600 m³/sの洪水調節を行い、下流の水位低減を図ったところでございます。しかしながら、戦後最大の洪水ということで、随所で氾濫、浸水被害が生じていたところでございまして、右下の写真のように大変大きな被害があったところでございます。

さらに、左上にまた戻りますけれども、平成18年8月には約3,000 m³/sクラスの洪水がございまして、この写真のように仁和地区においても大きな被害があったという状況になっているところでございます。

そのうち特に平成15年8月洪水について、もう少し詳しくご紹介させていただきたいと思えます。平成15年8月洪水ですけれども、そのときの24時間雨量というのが約307ミリということでございました。これは、それまでの最大記録であった平成13年の1.5倍というふうに記録的な豪雨であったところでございます。平取観測所地点の実際に観測した流量でございすけれども、当時5,240 m³/sも、それまでの最大の記録であった昭和37年の1.5倍というように観測史上最大の洪水になったところでございす。下流の富川観測所、平取水位観測所を初め全川で計画高水位を超えまして、大きな浸水被害が確認されたところでございます。

その際は、先ほども申しましたが、二風谷ダムが完成しておりまして、下流に対して600 m³/sの洪水調節を行いまして、水位効果でいきますと0.3から1.1メートル程度低下させることができたと推測されているところでございます。また、右下の写真にありますけれども、二風谷ダムの流木の捕捉状況ということになってございます。二風谷ダムのほうで流木を約5万m³ほど捕捉いたしまして、下流の被害を軽減させているというふうに考えられているところでございます。

また、そのうち二風谷ダムの洪水調節状況ということで、さらにまた詳しくご説明させていただきますけれども、先ほど申しましたとおり、約600 m³/sの洪水調節を行ったところでございまして、ダム下流の河川に流れる水量を少なくして、下流の水位の低下を図ってきたところでございます。その結果、右下の図の左上のところに写真がございす。洪水時の痕跡というものを調査した結果になるのですけれども、当時の洪水の水位は、おおむね堤防の高さぎりぎりまで上がっていた状況が洪水後見受けられたところです。そういったことも、当時の河川整備の進捗と相まって二風谷ダムの効果があった結果、堤防が

決壊することなく、外水氾濫を回避できたと考えているところでございます。

引き続きまして、沙流川の治水の沿革でございます。先ほどもご説明しましたとおり、沙流川においては、大きな洪水被害が幾度となく発生してきているところでございます。そのような中、実際に事業に着手いたしましたのは、一番下の欄になりますけれども、昭和23年に平取市街地の築堤に着手したことに始まり、以後、築堤の工事、河道掘削の工事を順次行っているところでございます。一方、河川の計画としてはどのようになっているかといいますと、昭和43年に一級河川に指定されまして、引き続きまして工事实施基本計画を策定したところでございます。また、工事实施基本計画については、昭和53年に変更を行いまして、その結果、昭和57年4月より沙流川総合開発事業の建設に着手し、平成10年には二風谷ダムが完成となりました。

一方、河川法の改正というものがございまして、平成11年には沙流川水系河川整備基本方針という長期の計画を策定いたしまして、平成14年7月には当面20年程度の計画でございます沙流川水系河川整備計画を策定したところでございました。しかしながら、平成15年の先ほどの戦後最大洪水というものが大変大きな洪水であったことも踏まえまして、再度計画の見直しを行いまして、平成17年11月には沙流川水系河川整備基本方針の変更を行いました。さらに、平成19年3月には当面20年程度の計画であります沙流川水系河川整備計画を変更いたしまして、平成15年洪水を安全にするような川づくりを進めていくという内容になるように変更したところでございます。

そういったこともございまして、これまでに実施してきた主な治水対策の内容でございます。先ほども申しましたとおり、堤防の整備、また河道掘削というのを行いましたし、現在完成しております二風谷ダムについても建設を進めてきたところでもございます。またあわせまして、古い樋門等の改築についても行っているところでございます。

今概要をご説明いたしました河川整備計画の概要について改めてご説明させていただきますけれども、平成19年3月に策定いたしました河川整備計画については、対象期間を20年といたしまして、平成15年8月洪水と同規模の洪水流量を安全に流すことを目標といたしまして、目標流量を6,100 m^3/s といたしまして、二風谷ダム及び平取ダムにより1,600 m^3/s を調節いたしまして、河道への配分流量を4,500 m^3/s とするというような計画になっているところでございます。また、平常時の川の流量を確保するというのを目的にいたします流水の正常な機能の維持についてですけれども、11 m^3/s を確保するという目標を立てているところでございます。

その目標に基づいて今後整備する内容と実施の進捗状況について、16ページに書かせていただいております。色がついているところが、当時実施すべきこととなっていたところですが、そのうち黒い部分については完成区間となりまして、緑色の区間についての河道掘削及び堤防の整備というものを今後進めていくこととしておるところでございます。

沙流川水系河川整備計画においては、河川環境に関しては、先ほど申しました流水の正

常な機能の維持になりますけれども、おおむね10年に1回程度起こり得る渇水時においても、利水補給と相まって流水の正常な機能の維持を確保するということがうたわれております。下段に記載されております水道用水の安定供給とあわせまして、河川水の確保を図ることとしていきたいというふうに思っておるところでございます。

続きまして、平取ダムの概要でございます。平取ダムにつきましては、場所については、北海道沙流郡平取町の額平川に建設するということになってございます。目的については、先ほど河川整備計画の中でご説明した洪水調節、また渇水時の水の補給ということで流水の正常な機能の維持、また水道については、平取町に対しては新たに1日最大1,200m³、日高町に対しては1日最大1,400m³の取水を可能にするようにするということが目的となっているところでございます。

沙流川総合開発事業の経緯でございます。先ほどもご説明した部分若干ありますけれども、昭和48年4月に実施計画調査に着手いたしまして、昭和57年4月に建設事業に着手いたしました。その後、基本計画を策定いたしまして、平成6年4月には一度、基本計画を変更させていただいておるところでございます。平成9年にはダム事業審議委員会からの最終答申もいただいております。平成10年3月には二風谷ダムが完成しているところでございます。

先ほど申しました河川整備基本方針、河川整備計画を平成11年、14年と策定したところだったのですが、平成15年8月には先ほど言った戦後最大の大きな洪水がありましたことも踏まえまして、方針と整備計画については変更を図ったところでございます。それにあわせまして、二風谷ダム、平取ダムの建設に関する基本計画の変更を平成19年7月に行っておりまして、治水計画の変更及び利水計画の変更等を行ったところでございます。そうしたものを踏まえまして平取ダム付け替え道路工事の着手等を行ってきたところでございますけれども、昨今、昨年の平成21年12月には検証の対象となる事業に区分されたというところでございます。

現在の平取ダムの進捗状況でございますけれども、現在、事業費約573億円のうち約4割の進捗状況になっているところでございまして、平成22年現在ですけれども、赤い部分が工事または完成したところでございます。緑色の未整備箇所というところが今現在未整備になっているところでございまして、現在付け替え道路の工事を順次行っているところでございます。

以上です。

【事務局（河川調整推進官）】 ただいま沙流川流域の概要ということで、流域の概要を説明させていただきました。これにつきまして、また全体を通じまして皆様からご意見、ご質問等をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。平取町さん、何かございますでしょうか。

【平取町長（川上 満）】 それでは、私のほうから1点だけ。平取ダムの進捗状況の中で、本体工事はもとよりでございますけれども、奥地に豊糠地区というところがございまして、いつも雨が降るたびに道路が決壊して、陸の孤島化する状況にございます。そういったことから、本体工事もそうでありまして、附帯する取り付け道路についても一部大事な部分が残ってございますので、それらの進捗についてもご配慮願いたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【事務局（河川調整推進官）】 ありがとうございます。日高町さん、何かありますでしょうか。北海道さん、何かございますでしょうか。

【北海道建設部土木局長（田中 実）】 沙流川水系の開発につきましては、57年度から建設事業に着手されまして、30年近く過ぎているということは私どもも承知しております。北海道といたしましてもこれまで地域の方々から、抜本的な治水対策、水道水の確保、ダムに対する熱い思いをいただいているところでございます。また、ダム事業についてはさまざまなご意見があるということも承知しているところでございます。

開発局さんにおかれましては、今後の検証についてできるだけ早く対応方針を示していただくとともに、対応方針の決定に当たりましては、この事業にかかわる方々の意見を広く聞かれてご判断いただきたいとお願ひ申し上げます。よろしくお願ひいたします。

【事務局（河川調整推進官）】 ありがとうございます。

【事務局（河川計画課長）】 今ほど北海道のほうからご意見がありましたけれども、先ほどの進め方のところでもご説明させていただいたのですけれども、この地方公共団体からなる検討の場でも、もちろん資料等も公開いたしますし、情報公開に努めますけれども、主要な段階でパブリックコメントをとる。主要な段階ということですので、節目、節目ということになろうかと思っておりますけれども、そういう中でパブリックコメントもとっていく考えでおりますし、学識経験者あるいは関係住民、そのほか関係する方々からの意見聴取、そういったものもこの検証の検討手続の中で行っていく考えでおりますので、今いただきましたご意見、先ほど両町長からいただきましたご意見も踏まえて、事務局のほうで検討の作業を進めていきたいと思っておりますので、今後ご協力のほどよろしくお願ひをしたいと思います。

【事務局（河川調整推進官）】 本日用意させていただきました議題は以上でございますけれども、全体を通じて他に何かございませぬでしょうか。

それでは、今後私どものほうで検討のほうを進めていきたいと思っておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願ひをしたいと思います。

4. その他

【事務局（河川調整推進官）】 それでは、これもちまして第1回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場を終わらせていただきたいと思います。ご出席の皆様には、年末のお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。また、会場の皆様におかれましては、議事の運営にご協力いただきまして、まことにありがとうございます。

本日使用しました資料は、北海道開発局のホームページに公表いたしたいと考えております。また、今日の議事録につきましても、皆様方のご確認をいただいた後、同じく公表させていただきますので、よろしく願いいたします。

5. 閉 会

【事務局（河川調整推進官）】 それでは、以上もちまして第1回沙流川総合開発事業平取ダムの関係地方公共団体からなる検討の場を閉会させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。